

特集：家事・ケアサービス、使う側の責任を考える  
—市場経済化に抗する運動の可能性—

## 特集にあたって

山 根 純 佳

本特集は国際ジェンダー学会2022年大会シンポジウム「家事・ケアサービス、使う側の責任を考える—市場経済化に抗する運動の可能性—」の登壇者の報告と議論をもとにしたものである。本特集の社会的・学術的背景と目的は以下のとおりである。

### 特集の社会的・学術的背景

第二波フェミニズムの家事労働論は家事や子育てを「労働」ととらえることで、家庭内の不平等な性別分業の解消と同時に、その労働の社会的評価を求めてきた。現在、先進各国において、女性の家事負担の軽減と就労を促進する家事・ケアサービスの外部化は進んでいるが、その労働の社会的評価が高まったとはいえない。国際労働機関ILOによれば、世界で推定7560万人が家事労働についており、うち76.2%が女性労働者である。有償の家事・ケア労働者は低賃金であるだけでなく、8割の労働者が労働法や社会保障の適用外=インフォーマルな雇用で働いていると指摘される（ILO 2023）。「再生産労働の国際分業」（Parrenas 2001）は、家事を外部化することが可能な女性と、家事・ケア労働を低賃金で担う送り出し国の女性の格差を拡大している。

2011年に採択された国際労働機関ILOの189号条約は、家事労働者も労働者として認定し、他の労働者と同じ基本的権利（安全で健康的な作業環境の権利、一般の労働者と等しい労働時間、最低でも連続24時間の週休、現物払いの制限、雇用条件に関する情報の明示、結社の自由や団体交渉権といった就労に係わる基本的な権利及び原則の尊重・促進・実現）の実現を求めている。こうした変革に労働者側の運動がはたしてきた力は大きい（Ally 2005, 伊藤・小ヶ谷 2017）。移民研究や国際社会学の分野では「社会変革主体」としての家事労働

者（伊藤2020）の組織化や交渉のプロセスについて考察が重ねられてきた。

一方で、こうした社会変革に対し、サービスを「使う側」は受動的な存在として想定されてきた。使う側が、サービスの受益者＝「消費者」、もしくは使用人を使う「雇い主boss」（Schwiter et al. 2018）である限り、労働者との間に対立や支配関係が生じる。市場の取引の下で、利用者が低価格でフレキシブルな使いやすいサービスを求めれば、家事・ケア労働は低賃金で不安定な労働となるからだ。使う側にとっては、低賃金でどんなニーズにも応えてくれる「使用人」こそが、もっとも便利なサービスである。

もちろん保育や介護の公的サービスの必要性を訴え、それを実現させてきたのも女性たちの運動である。スウェーデンのようにケアワーカーを公務員として雇用することで「ディーセント・ワーク」を実現してきた国もある。しかしそのような福祉国家でも1990年代以降、営利企業の導入と市場競争、さらには現物給付から現金給付への転換など、市場経済化が進んでいる。フィンランド、フランス、スウェーデンでも保育サービスや家事サービスに対する現金給付や税額控除をとおして、市場サービスの購入が促進されている（Williams 2012）。本特集が「市場経済化」をテーマにするのは、日本を含めこのような福祉国家の変容に注目するからである。「介護の社会化」を謳った介護保険制度のサービスでも、賃上げや処遇改善は、介護報酬や利用料増に跳ね返る仕組みの下で利用者や労働者是对立させられている。また介護保険サービスの縮小により、自費による家政婦の利用や家事代行サービスの購入が進んでいる。市場経済化の中であるべく安いサービスを探し、消費する状況の中に私たちは埋め込まれている。市場経済の中の「消費者」ではなく、「市民社会」の構成員として私たちがすべきこと、できることは何かを考えるのが本特集の目的である。

ここで「使う側」という概念は二重の意味を持つ。一つは、サービス利用者全般を指す広義の「サービスを使う側」である。この場合の「使う」には、公的な給付やバウチャーを利用する、自費でサービスを購入する、直接雇用する、などさまざまなケースが含まれる。この意味での使う側の責任とはケア・家事労働をディーセントなワークにしていくといういわば「社会的責任」をさす。

一方で「使う側」は狭義には雇用者を使う「使用者」を意味する。サービスの利用者が労働者を直接雇用している場合が該当する。「使用者」は賃金の支払いや労働時間規制や職場（自宅）の安全衛生の管理などの「使用者責任」を有することになる。しかし家庭内で提供される家事・ケア労働をめぐっては、こうした使用者の法的責任は曖昧にされてきた。

## 本特集の意義

管見の限り、サービスを「使う側の責任」という概念の必要性やその射程について論じた研究はわずかである。そもそも「使う側」が、家事・ケア労働者の労働条件の改善に向けてできることなどなく、「社会的責任」などないのではないか、と考える読者もいるかもしれない。そうした見方を覆すのが、雇用主である女性たちが社会変革の担い手となってきたフランスの事例である。伊藤論文によれば、フランスでは戦前からの女性の家事使用人団体FEPEMが家事労働者と協力して労使関係をつくり、1980年の段階で家事使用人に対する労働協約の全国適用を実現させている。また家事・ケア労働者の退職後の年金の支給、公的な財政支援（税額控除・社会保険負担の引き下げ）の実現など「フォーマル化」に向けて政策を変えてきた。FEPEMの活動では、①雇用主は、その労働によって収益を追求することを目的としない「非営利」であること、②雇い主と使用人関係において常時対立し合うものではないことが強調されている。こうした活動からは、家事・ケア労働者の労働者としての権利の確立は、家庭で担ってきた家事労働の価値を社会的・政治的に認めさせるために必要不可欠であるとする強い使命感を見て取ることができる。

一方、大橋論文が扱うのは香港の使用者のアクティビズムである。香港では20世紀初頭から使われていた住み込みの中国人家事労働者から、1970年には利用者が中産階級に広がる中でより低賃金で働くフィリピン人家事労働者への切り替わりがすすんだ。ここには大陸からの女性移民をコントロールするという政策的な目的があった。この時期に使用者である「雇用主協会」は、家事労働者の賃金抑制など自分たちの利便性の追求のための活動を行なっている。また2年以内に外国人家事労働者が契約を打ち切ることにに対する制限や、契約終了後には2週間以内に香港を離れなければならないという「2週間ルール」も支持している。政府によるサービス給付や補助がないという点で家事・ケア責任が「私事化」されてきた香港においては、使用者はコストや利便性をめぐって自分たちに有利な条件を作り出してきたし、政府に代わって外国人女性を監視・監督する役割を担ってきたという。大橋論文が明らかにするのは、FEPEMの事例とは対照的に、自分たちの利害のために移住労働者の脆弱な労働条件をつくりだしてきた使用者のエージェンシーである。

最後の中野論文は、日本のC to C型のプラットフォームを利用した家事・ケアサービスが孕む問題点について指摘する。従来の派遣型や請負型家事・シッターサービスの場合、事業者が雇用または契約した労働者を顧客宅に派遣する形をとる。これに対し、マッチング型（C to C）の場合、事業者はあくまでも

マッチングをするのみで労働者と雇用・契約関係はなく、利用者にとってはより安いサービス、労働者にとっては請負型よりも高い報酬が得られる。しかしこのマッチング型では、労働者が利用者宅でセクハラにあったとしても、労働者自身で解決するしかない。また労働者は労災の対象にもならない。もちろん利用者側も性犯罪などのリスクにさらされている。政府はこうしたマッチング型のベビーシッターの利用に対して補助金を出しているにもかかわらず、労働者保護も利用者のリスクを避けるための規制や監査も十分に機能していない。使う側にとっても働く側にとってもリスクの高いサービス・労働となっている。

以上の3カ国の事例が明らかにするように、家庭内で働く家事・ケア労働のディーセント・ワークは、賃金、労働時間規制、休暇、退出（離職）の自由、ハラスメント防止を含めた労働環境の整備のため公的な規制や介入がなければ実現しえない。しかしその政策を作り、変えていくのも市民である。家事・ケア労働がより弱い立場にある労働者に「押し付けられた労働」ではなく「価値のある労働」になり、「罪悪感」（大橋論文）を持たずサービスが使える社会の実現のために私たちができることは何か、読者と共に考えていければ幸いである。

（やまね すみか 実践女子大学）

#### [文献]

- Ally, S. 2005, 'Caring about Care Workers', *Labour, Capital, and Society*, 38, 185–207.
- ILO 2023, Who are domestic workers, <https://www.ilo.org/global/topics/domestic-workers/who/lang-en/index.htm> (2023年9月25日最終アクセス)
- 伊藤るり・小ヶ谷千穂編, 2017, 「移住・家事労働者の権利保障とILO189条約の意義——組織化の現場から（上）（下）」『労働法律旬報』1886: 48-57, 1887: 61-71
- 伊藤るり編, 2020, 『家事労働の国際社会学——ディーセント・ワークを求めて』人文書院
- Perrenas, R. S., 2001, *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Care Workers*, Standard: Stanford University.
- Schwiter K., K. Strauss and K. England, 2018, 'At Home with the Boss: Migrant Live-in Caregivers, Social Reproduction and Constrained Agency in the UK, Canada, Austria and Switzerland', *Transactions of the Institute of British Geographers*, 43 (3), 462-476.
- Williams, F. 2012, 'Converging Variations in Migrant Care Work in Europe', *Journal of European Social Policy*, 22 (4), 363–376.